

第 1084 回 高知市教育委員会 10 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 10 月 25 日（火）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 42 号 高知市公立学校教員に係る措置について

4 報告

高知チャレンジ塾について

高知市立中学校生徒の問題行動等について（5 件）

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	教育次長	依 岡 雅 文
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	少年補導センター所長	大 谷 明 彦
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課人事班長	廣 瀬 啓 二
	学校教育課指導主事	弘 瀬 健一郎
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主事	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 10 月 25 日（火） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 03 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

門田委員長

ただいまから，第 1084 回高知市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は，松原教育長，お願いいたします。

それでは，日程第 2 市教委 42 号「高知市公立学校教員に係る措置について」を議題とします。

なお，この件は人事案件のため秘密会といたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって，この案件は秘密会といたします。

この案件は，高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定により秘密会とし，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 号の規定に基づき，会議録に記載しない。

門田委員長

秘密会を解きます。

次に，報告事項です。「高知チャレンジ塾について」を事務局から説明願います。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

お手元に「平成 23 年度高知チャレンジ塾における学習支援」という資料を配付させていただきました。このチャレンジ塾については，既に新聞等でも報道されておりますし，9 月市議会定例会におきましても，複数の議員さんからご質問がございました。高知新聞では，8 月末に高知市中学生に対する無料塾という見出しで報道されました。

この事業の概要につきまして，ご報告させていただきます。大きな流れとして，本事業には，二つの側面があると言えます。目的としては，資料にありますように「生活保護世帯の高知市内の中学校 1 年生から 3 年生までの生徒の学習の場を設け，学習支援・進学支援を継続的に行うことにより，高等学校進学や，生徒が将来への希望をもって進路を選択できるようにすること」でございます。これは，子ども達が学力を身に付け，進路選びを進め，収入を得て社会人として自立をしていくことが，負の連鎖を断ち切ることにつながるのではないかと考えるものがございます。

家庭の背景や，経済的な事由により十分に学習できないことが，就職等の支障となり，そのことが繰り返される負のスパイラルが存在しているということが現状ではないかと考えるところでございます。この負の連鎖を断ち切るという意味で本事業が立ち上がったものと考えられます。

それで、先ほど二つの大きな流れと申しました。資料の中にあるように、左側が健康福祉部、右側が教育委員会という縦の列でお示ししております。上に掲げております目的につきましては、主に健康福祉部が関わる内容になるかと思います。これは、厚生労働省のセーフティネット事業によりまして、生活保護世帯を対象とした学習の場を設けるという事業を立ち上げたものでございます。それを就学促進員として雇用した3名がケースワーカーとともに対象家庭を訪問し、「子ども達をこの学習の場に参加させませんか」という働き掛けを行いまして、このチャレンジ塾へ参加していただくという流れを一つ考えております。

一方で家庭の背景によって学習が十分にできていない子どもというのは、生活保護世帯に限りません。準要保護世帯の子どもでありますとか、そうでなくても家庭での学習が十分でない子ども達というのはたくさんいるわけですから、そうした子どもに対してもこの場を活用していただきたいということで、この部分は教育委員会が関わっていくこととなります。その指導は、ボランティアの指導員を募集して、同じ場所ではありますが、週に2日、夜間に学習する場を開催するものでございます。そうすることによりまして、このチャレンジ塾イコール生活保護世帯という負のイメージを払拭することができるのではないかと考えたところです。そして、市内全体で広く募集し、学習の場を求めている子ども達に必要な学びの場を提供したいというのが、このチャレンジ塾の全体像でございます。

具体的には、資料にありますように城北、潮江、朝倉、南海、西部の5か所のチャレンジ塾を開設します。開設時期としましては、11月中旬を目指して準備を進めているところです。実際の運営につきましては、教員のOBで組織します高知教育シニア・ネットワークが中心となった高知チャレンジ塾実行委員会に委託し、実行委員会が運営していくこととなります。教育委員会としては、それを側面からバックアップしていきたいと考えています。

既に、指導者の選考や家庭への働き掛けというようなことは、健康福祉部を中心に行っているところでございます。また、学校にも、募集のチラシなどを準備しているところでございます。報道や議会答弁の中でチャレンジ塾ということが取り上げられていましたけれども、全体の説明ができておりませんでしたので、本日改めてご報告させていただきました。

以上です。

門田委員長

この件について、質疑はありませんか。

西山委員

資料の中で、健康福祉部と教育委員会が×印で結ばれているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

×印ですが、これは対立するとかそういう意味ではなくて、いろいろなところでクロスして、連携していこうということでございます。

山本委員

1日当たりの生徒は、大体何名くらいを想定されているのですか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

対象家庭で申しますと5地域で172名の生活保護家庭がでございます。私どもの目標としましては、

このうちの3割は押さえていきたいというように思っておりまして、それが一つの目標でございます。そこに、生活保護家庭以外の子ども達も来ますが、教室そのものは普通の学校の教室ほどのキャパシティですので、それ以上になると教室から溢れてしまうこととなります。ただ、今の状況では、そこまでにはならないと思っております、まずは172名のうちの3割というのが、この事業全体としての目標でございます。それにプラスアルファの数字に持っていきたいと考えております。

西森委員

生活保護を受けているというのは、対象として明確ですね。それ以外にこの塾に行くことができる子どもというのは、どういう子どもになるのでしょうか。

学校教育課長

基本的には、高知市内に在住する中学生であれば、だれでも参加できるということになっていきます。ですから、すべての子どもが参加できるという前提で、広く、薄くした上で、その中でケースワーカーと就学促進員が生活保護家庭については、繰り返し、地道に「子ども達をこの塾で学ばせませんか」という勧誘を行っていくというプランで事業全体を設計したところでございます。

西森委員

個人的には素晴らしい事業だと思います。ただ、民間業者との関係で、何らかの団体からの申入れですとか、発言といったものはなかったのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

民間の塾などが想定されますが、今のところ、私どもに申入れ等をいただいたことはございません。方向性としては、これで良いのではないかとということで、この形で是非実現してほしいというお声を頂いております。民間の塾を圧迫するのではないかとこの話は、想定はしてはありましたが、今のところ私どもに申入れ等を頂いたことはございません。

門田委員長

教育委員会が受け持つことになる学習支援員の力量というのは、どうでしょうか。ここへ来る子どもというのは、中学2年生であれば、中学2年生の勉強が遅れているということだけではなくて、もっと幅広く学力が付いていないということであれば、そこへ戻ってやらなければならないわけですし、こうした幅のある子ども達ができるだけ継続していけるようにしていかなければいけませんので、それができる支援員というのが確保できるでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

この事業が成功するかしないかの一番のキーになる要素は、この学習支援員の力量であると思っています。私どもも、どういう形で募集するのかを非常に苦慮しておったところです。現在、進めているのは、中学校現場には、放課後学習支援員や、学習習慣確立のための人員が約70名配置されています。この方たちが、日に4時間ですとか、2時間の勤務体系でやっていただいておりますので、この方々に夜に何とか行けないかということで、学校のルートを通じてこの方々に声掛けをさせていただいているところです。

日常的に中学生に関わっていますし、また学校もその方々の仕事ぶりというものを承知していますので、この方であれば間違いないという方に声掛けしている状況です。必要な支援員数としては約30名ですが、そのうち十数名はそうした方々で何とかめどがたつ状況でございます。それで、足りない人員につきましては、公募でありますとか、これまでいろいろな形で人的対応を行ってまい

りましたので、その中で機能的に動いてくださる方の配置に努めていきたいと考えています。

西森委員

全国的に見て、このような取組みは、他の市町村でも行われているのでしょうか。

学校教育課長

先行事例としては、福山市や足立区などいくつかございます。それで今回、私どもが実施します事業で特徴的なことを申しますと、福祉部門と教育部門のコラボレーションということが挙げられます。

門田委員長

学習内容のプログラムや教材を準備するのは、学校ではなくて教育委員会が行うことになるのですか。

学校教育課長

プログラムにつきましては、実行委員会にお願いすることになるかと思いますが、当然、私どもも学習教材につきましては、県市の教育委員会で作ったものがございますので、そういったものを提供していくことになると思います。それと、子ども自らの宿題をやるということもあるかと思えますし、学校でわからなかったものを持ってくるとということもあるかと思えます。子ども達の状況はそれぞれに違うと思いますので、先生が前で講義をして子ども達が聞くという形よりは、できる限り個別に対応したいと考えます。1対1とまではいかないかも知れませんが、1対2あるいは1対3というような状況で、この塾を運営していかないと、子ども達の学力向上につながっていかないのではないかと考えています。

西山委員

質問ですが、子ども達の基礎学力をしっかりと身に付けさせるための動機付けとして、明確な将来像をどう描くかという側面があって、職業のイメージですね、いわゆる職業像、将来像の話をする講座といったものを開くようなお考えはありませんか。

学校教育課長

今、ご指摘を頂くまで、そういった講座を開くというところまで、正直なところ思いは至っておりませんでした。ですが、私どもの一つの考え方としては、例えば子ども達が、職業を持ちながらボランティアで指導に来ていただいている方と接することで、先輩から学ぶべきものがあるのではないかといいところも期待するところです。ご指摘いただきましたように、中学生が将来像を描くということは、学習指導要領にもございますので、ご指摘いただいた点について検討してまいります。

西山委員

このチャレンジ塾に来る生徒さんは、職場体験などのチャンスは、今までにあったのでしょうか。もしそういう機会がなかったとしたら、学力とともに職場体験のような機会を設けていただきたいと思えます。

学校教育課長

職場体験は、市内の中学生ですと中学2年生又は3年生で行っております。中学校在学中に、実際にいろいろな職場を訪問して、自分が体験するという活動は行っています。ただ、例えば中学1年生がこの塾に来たときには、まだ職場体験はしていない状況になるかと思えます。

西山委員

しつこくなって申し訳ありませんが、職場体験は高知市内の全生徒が職場体験をしているのでし

ようか。あるいは、何らかの事情で職場体験ができていない生徒がいるのでしょうか。

学校教育課長

活動としては、すべての子ども達が体験できるように計画されております。ただ、その日に何らかの理由で休んだために体験できなかった子どもというのは、若干ですけれどもいるということは想定できますが、カリキュラムとしてはすべての子ども達が体験できるように計画されております。

松原教育長

そういった取組みも並行してやっていかななくては、本当の力というものには身に付いていかないかも知れませんね。

委員一同

中学生が、将来について考える機会につながればすごくいいですね。

この件に関し、ほかにございせんか。

ないようですので、次に報告事項「高知市立中学校生徒の問題行動等について」を議題とします。

なお、この件は個人情報を含むため秘密会といたしたいと思います。よろしゅうございせんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定により秘密会とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6号の規定に基づき、会議録に記載しない。

門田委員長

秘密会を解きます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時03分

署名

委員長

5番委員